



規制改革会議 第6回投資促進等WG提出資料

平成27年2月20日

厚生労働省

理容師及び美容師の混在勤務について

○ 理容師と美容師の業務範囲等について

理容師法第1条の2第1項

この法律で「理容」とは、頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えることをいう。

同法第6条

理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならない。

美容師法第2条第1項

この法律で「美容」とは、パーマントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。

同法第6条

美容師でなければ、美容を業としてはならない。

理容師が美容の業を行うことや、美容師が理容の業を行うことは、違法行為であり、禁止されている。

【理容師法及び美容師法の運用について(昭和53年12月5日通知)】

理容又は美容には、理容師法又は美容師法に明示する行為のほかこれに準ずる行為及びこれらに付随した行為が一定の範囲内で含まれる。

(理容に含まれる行為)

- ・ 頭髪の刈込み(カット)に付随したメンズ(男子)パーマントウェーブ

(美容に含まれる行為)

- ・ 化粧等に付随した軽い程度のシェービング(襟足、毛の生え際程度)
- ・ パーマ等に付随して行うカット及び女性に対するカット

(染毛(白髪染め)について)

- ・ 染毛は、理容師法及び美容師法に明示する行為に準ずる行為であり、理容師又は美容師でなければこれを業として行ってはならない。

このような役割分担の下で、個々の利用者の選択により、それぞれの多様なニーズや嗜好に対応している。

○ 理容又は美容の業を行う場所について

理容師法第1条の2第3項

この法律で「理容所」とは、理容の業を行うために設けられた施設をいう。

同法第6条の2

理容師は、理容所以外において、その業をしてはならない。

美容師法第2条第3項

この法律で「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう。

同法第7条

美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。

理容所と美容所は、法律上も別体系の施設であり、理容所と美容所は別個の施設として設けなければならないこととしている。

○ 理容と美容の技術の違い

理容師と美容師は、異なる技術と知識を習得した専門職である。

【理容師・美容師が用いる道具等の違い】

理容師

きれいに刈り込めるよう、刃渡りの部分が長い刈込鋏を主に用いる。

実技試験では、刈込鋏のほか、クリッパー（バリカン）を使用。

技術的には、鋏を地面に対して水平（横）にしながらかuttingていくイメージ。

美容師

自由なデザインカットができるよう、刃渡りの部分が短く、柄が反るように曲がった美容鋏を使用。

実技試験では、バリカン、セニング・シザーズ（すき鋏）の使用は不可。養成課程においてバリカン等は、ほとんど学習していない。

技術的には鋏を地面に対して直角（縦）にしながらかuttingていくイメージ。

理容・美容におけるカット技術の概要

【理容】

＜シザーズの持ち方＞ 左手でシザーズの鉄身を持ち、右手の薬指を薬指孔へ第2関節まで入れ、小指を小指掛にかけ、示指と中指で薬指柄を抱え込むようにする。



＜コームの使い方＞ 右手でコームを持ち、左手の中指、薬指、小指を軽く握り、母指と示指ではさむようにする。母指と示指の指先で歯元の延長上を両側からしっかりとはさむ。（図 すくい刈持ち。その他、押し刈持ち、まわし刈持ちがある。）



＜カットの技法＞ シザーズとコームを一体として運行する方法によりカットする。

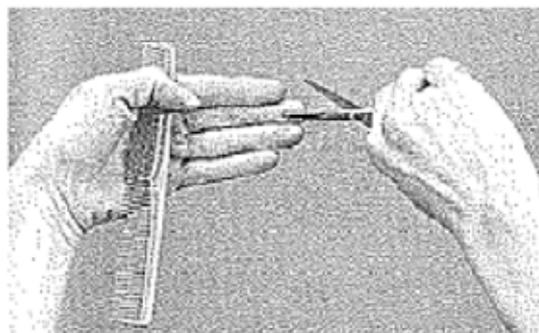


【美容】

＜シザーズの持ち方＞ 左手でシザーズの要の部分を持ち、右手指をそろえ、左手より斜め45度の角度から薬指の第3関節を入れ、シザーズを軽く握り動刃の母指孔に母指をそわせるように当てる。



＜コームの使い方＞ コームを左母指に預け、カットの体制に入る。



＜カットの技法＞ 毛先まで平均に広げて持ち、カットする。第2関節以上をカットする場合は自分の手を切りやすい。切る角度と方向によってヘアラインを形成する。



理容師免許と美容師免許の取得について

理容師、美容師になるには、共に、

厚生労働大臣の指定する養成施設において、定められた期間(昼間及び夜間は2年、通信は3年)以上、必要な知識及び技能を修得した上で、

理容師国家試験、美容師国家試験に合格し、

免許の交付申請を行い、免許の交付を受ける

ことが必要。

養成施設では、理容、美容、それぞれの業務内容に応じた形で、

関係法規・制度、衛生管理、保健、物理・化学、文化論、

技術理論、運営管理、実習、選択必修科目、

の課程を設けることとされている。

(理容師養成施設における課程の基準、美容師養成施設における課程の基準(厚生労働省令))

(主な実習内容)

| 理容実習 27単位以上(810時間以上) | 美容実習 27単位以上(810時間以上) |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 器具の取扱実習 シザーズ(はさみ)、レーザー、日本かみそり、クリッパー(いわゆるバリカン)、コーム(くし)などの形態、機能、使用目的、選定方法など | <ul style="list-style-type: none"> 器具の取扱実習 シザーズ(はさみ)、レーザー、コーム(くし)、ヘアブラシ、ヘアスチーマーなどの形態、機能、使用目的、選定方法など |
| <ul style="list-style-type: none"> 頭部技術実習 カッティング技術(すくい刈、連続刈、押し刈、固定刈、指間刈、まわし刈、直鋏、すき刈、えり鋏) シャンプー技術、アイロン技術など | <ul style="list-style-type: none"> 頭部技術実習 シザーズによるカッティング技術(ブランドカット、ストロークカット、セニングカット、ポインティングカット、スライシングカット、クリッピングカット、トリミングカット) レーザーによるカッティング技術(テーパーカット、セニングカット、ポインティングカット、スリザリングカット) シャンプー技術、パーマネントウェービング、ヘアセッティングなど |
| <ul style="list-style-type: none"> 特殊技術実習 美顔術、染毛技術など | <ul style="list-style-type: none"> 特殊技術実習 美顔術、染毛技術、化粧など |
| <ul style="list-style-type: none"> 顔面技術実習 シェービングなど | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 和装技術実習 かつらの種類、あわせ方や和装の着付技術など |

【養成施設における実習の違い(東京都内の養成施設の例)】

理容師

理容師の実技講習においては、もっぱら刈上げ技術等の習得のために、立ち位置、鋏の持ち方から含めて、徹底的な基礎教育を実施し、男性スタンダードヘアカットを中心として、ヘアcuttingだけに255時間もの講習を実施。

パーマは、アイロンパーマ、パンチパーマが対象。

理容独自のものとして、シェービング等について、110時間もの講習を実施。

美容師

刈込み技術等は実技講習の対象外で、長髪を活かしたデザインカットを中心に105時間の講習を実施。

パーマは、ロット等を用いたパーマが対象であり、長髪を活かし、ピンカール、アップスタイル、編み込み等様々な技法によるヘアセッティング技術の習得に265時間の講習を実施。

美容独自のものとして、メイクアップ(50時間)、着付け技術(45時間)、ネイル技術(35時間)の講習を実施。

理容・美容実技講習課程の比較

理容師実技講習

美容師実技講習

| | | | | |
|---|-------|----------------------------|--|-------|
| ヘアカッティング 男性スタンダードヘア中心のカット | 255時間 | } | ヘアカッティング 女性長髪中心のデザインカット 国家試験カット(グラデーション・ポプ・スタイル) | 105時間 |
| 刈上げ技術等を修得するための基礎カッティング | | | ヘアセッティング | 265時間 |
| ブローカット(スポーツ刈り) | | | ピンカール、 | |
| デザインカット 国家試験カット(刈上げ技術を活かしたミディアム・ロング) | | | フィンガーウェーブ、 | |
| シザーズ(鋏)研磨 | | | アップスタイル、 | |
| 姿勢、立ち位置、鋏の持ち方等トレーニング | | | 編み込み等 | |
| ヘアセッティング | 90時間 | | 様々な技法によるヘアスタイル技術の習得 | |
| 七・三分け等いわゆる整髪 | | | 日本髪結 | |
| パーマメントセット アイパー、バンチパーマ等のパーマ | 170時間 | | パーマメントウェーブ | 143時間 |
| | | | ロッド等を用いたパーマ | |
| ヘアカラーリング | 50時間 | ヘアカラーリング | 55時間 | |
| シャンプーイング | 75時間 | シャンプーイング | 137時間 | |
| シェービング | 110時間 | 長髪の洗髪、ヘアカラーリング後の洗髪等を重点的に教育 | | |
| レザー研磨を含む。 | | エステティック | 45時間 | |
| エステティック(顔のみ) | 35時間 | メイクアップ | 50時間 | |
| 理容マッサージ | 65時間 | 着付け技術 | 45時間 | |
| 接客法 | 30時間 | ネイル技術 | 35時間 | |

総計880時間

総計880時間

※ 東京都内の養成施設の例による。

は、共通するもの。

理容師、美容師の同一作業場内での混在勤務を認めることについて

理容師と美容師の同一作業場内での混在勤務を認めることについては、

理容師、美容師がそれぞれの資格の範囲を超えて施術を行う違法行為が行われる可能性を高め、必要な知識・技能のない者による施術により、安全上、衛生上の問題が生じるおそれがあり、利用者(消費者)の利益に反すること

(例)

美容師が髭そりを行うなど。

理容師と美容師の習得している技術は全く異なるものであり、利用者の意に添った技術をもたない者の施術を誘発する結果、利用者の利益に反すること

(例)

理容師が行う短髪の刈り込みの技術は、美容師は学ばないため、美容師が行った場合は、利用者の意に沿わない髪型(いわゆる虎刈りと呼ばれる髪の長さが揃わない状態)となるおそれが高い。

などの問題が生じる。

利用者は、それぞれのニーズと嗜好に応じて、理容店、美容店を選んでサービスを受けており、何ら問題は発生しておらず、また、衛生水準の確保の観点からも、混在勤務を認める必要性は乏しいものと考えている。

理容師免許と美容師免許の一本化について

理容師免許と美容師免許を一本化することについては、

理容師と美容師が習得する知識、技術が異なる別個の資格であり、それぞれが専門技能を生かしてサービスを提供する我が国の体系は、国民の間に広く定着していること

仮に、両資格を一本化した場合、理容師に必要な知識、技能と美容師に必要な知識、技能の双方の習得が免許取得に当たって必要となるが、両者の内容は異なるものであることから、現行2年の養成施設における養成課程の長期化は避けられず、むしろ資格取得希望者の負担を増すことになること

から困難である。

理容所及び美容所の開設に関する取扱いについて (洗髪設備条例について)

- 理容師法第11条及び第11条の2、美容師法第11条及び第12条により、
 - ・ 理容所又は美容所を開設する際には、都道府県知事等への届出が必要
 - ・ 理容所又は美容所として使用を開始するためには、都道府県知事等の検査を受け、その構造設備が一定の措置が講じられたものであることの確認が必要とされている。

- その「講ずべき措置」の内容は、理容師法第12条及び美容師法第13条により、
 - 常に清潔を保つこと
 - 消毒設備を設けること
 - 採光、照明及び換気を充分にすること
 - その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置とされており、都道府県知事等は、衛生上必要な措置を条例で定めることができる、ことが法の考え方である(国として、都道府県に委任している。)

各自治体においては、洗髪設備を設置しなければならない理由として、カット後の毛髪の除去以外にも

- ① 毛髪の汚れが目立つお客様に対して、洗髪後に施術することがよい場合があること。
- ② 使用した整髪料等がお客様の頭皮に合わなかったり、切った毛髪が目に入った場合など、作業上の不測の事態に迅速に対応する必要があること。

アタマジラミの駆除を行う場合、薬品を使用して洗髪する必要があること。

など、衛生面・安全面からの必要性が高いことを考慮し、条例により設置を義務付けているところと承知

ご要望の内容は、各都道府県等の条例に委任している問題であり、**国で、何らかの対応がとれる問題ではない。**

また、仮に、国の法律で、都道府県知事等が一定の事項を条例で定めることを禁止すべきという趣旨であれば、それは、地方自治の考え方からも適切でない。

【理容師法(昭和22年法律第234号)】

第11条 理容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、理容所の位置、構造設備、第11条の4第1項に規定する管理理容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

2 理容所の開設者は、前項の規定による届出事項に変更を生じたとき、又はその理容所を廃止したときは、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

第11条の2 前条第1項の届出をした理容所の開設者は、その構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第12条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

第12条 理容所の開設者は、理容所につき左に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 常に清潔に保つこと。
- 二 消毒設備を設けること。
- 三 採光、照明及び換気を充分にすること。
- 四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

【美容師法(昭和32年法律第163号)】

第11条 美容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、美容所の位置、構造設備、第12条の3第1項に規定する管理美容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

2 美容所の開設者は、前項の規定による届出事項に変更を生じたとき、又はその美容所を廃止したときは、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

第12条 美容所の開設者は、その美容所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第13条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、当該美容所を使用してはならない。

第13条 美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 常に清潔に保つこと。
- 二 消毒設備を設けること。
- 三 採光、照明及び換気を充分にすること。
- 四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置